

公立学校施設における防災機能の整備促進を求める意見書

これまで公立学校施設は大規模地震や豪雨等の非常災害時には地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってきた。この度の東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用され、その重要性があらためて認識されている。しかし一方で、多くの公立学校施設において、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、被災者が不便な避難生活を余儀なくされている。

政府は、公立学校施設の耐震化や老朽化対策等については、地方自治体の要望に応え、毎年予算措置等を講ずるなど、積極的な推進を図っているが、防災機能の向上については、十分な対策が講じられていない。

よって、政府においては、大規模地震等の災害が発生した際、公立学校施設において、地域住民の「安全で安心な避難生活」を提供するために、耐震化等による安全性能の向上とともに、防災機能の一層の強化が不可欠であるとの認識に立ち、以下の事項について、速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 今回の東日本大震災で明らかになった公立学校施設の防災機能に関する諸課題について、十分な調査・検証を行うこと。
- 2 公立学校施設が避難場所として備えるべき防災機能の基準を作成し、地方公共団体に対し、その周知徹底に努め、防災機能の向上を促すこと。
- 3 公立学校施設の防災機能を向上させる先進的な取り組み事例を収集し、さまざまな機会を活用して地方公共団体に情報提供すること。
- 4 公立学校施設の防災機能向上に活用できる国の財政支援制度に関して、地方公共団体が利用しやすいよう、制度を集約し、窓口を一元化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年（2011年）6月30日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、国土交通大臣

（提出者）全議員